

給水装置等工事設計施行基準

訂正箇所

令和2年5月25日

頁	訂正箇所	正	誤																								
2-7	2.1.1 指定の申請 (一般事項)	(2) (略) ① 指定給水装置工事事業者指定申請書	(2) (略) ① 指定給水装置工事事業者 申請書																								
3-34	2.10.4 統合及び分割後の新規加入分担金の算定 (統合による加入金の算定)	納付すべき加入金額 (差額) ②660,000 円－①594,000 円＝66,000 円	納付すべき加入金額 (差額) ②666,000 円－①594,000 円＝72,000 円																								
3-35	2.10.4 統合及び分割後の新規加入分担金の算定 (分割による加入金の算定)	納付すべき加入金額 (差額) ②792,000 円－①660,000 円＝132,000 円	納付すべき加入金額 (差額) ②792,000 円－①660,000 円＝13,200 円																								
4-13	1.4.4 給水装置図面等交付手数料 (一般事項)	(1) 申込者は、 <u>給水装置図面等の交付</u> を申し込む際に、給水装置図面等交付手数料（以下「交付手数料」という。）を納付しなければならない。	(1) 申込者は、給水装置工事を申し込む際に、給水装置図面等交付手数料（以下「交付手数料」という。）を納付しなければならない。																								
4-13	1.4.4 給水装置図面等交付手数料 (一般事項) 表 4.1.8 給水装置図面等交付手数料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>手数料 (1枚当たり)</th> <th>受付・交付場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>50 円</td> <td>工務配水課維持給水係 (水道部庁舎 1 階)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>100 円</td> <td>☎ 0848(64)2294</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	手数料 (1枚当たり)	受付・交付場所	(略)	50 円	工務配水課維持給水係 (水道部庁舎 1 階)	(略)	100 円	☎ 0848(64)2294	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>手数料 (1枚当たり)</th> <th>受付・交付場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>50 円</td> <td>工務配水課給水係 (水道部庁舎 1 階)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>100 円</td> <td>☎ 0848(64)2294</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	手数料 (1枚当たり)	受付・交付場所	(略)	50 円	工務配水課給水係 (水道部庁舎 1 階)	(略)	100 円	☎ 0848(64)2294	(略)		
(略)	手数料 (1枚当たり)	受付・交付場所																									
(略)	50 円	工務配水課維持給水係 (水道部庁舎 1 階)																									
(略)	100 円	☎ 0848(64)2294																									
(略)																											
(略)	手数料 (1枚当たり)	受付・交付場所																									
(略)	50 円	工務配水課給水係 (水道部庁舎 1 階)																									
(略)	100 円	☎ 0848(64)2294																									
(略)																											

頁	訂正箇所	正	誤
4-41	2.4.2 摩擦損失水頭の計算 (口径 50mm 以下の給水装置の場合) 図 4.2.6 Weston 公式流量図	流量 (ℓ/秒)	流速 (ℓ/秒)
5-96	4.8.1 総則 (一般事項)	(1) (略) なお、この場合にあつては、臨時給水装置所有者は、「給水装置臨時的使用承諾書」(様式第 15 号(設計基準))に記載されている条件を確認し、これを履行しなければならない。	(1) (略) なお、この場合にあつては、臨時給水装置所有者は、「給水装置臨時的使用承諾書」(様式第 16 号(設計基準))に記載されている条件を確認し、これを履行しなければならない。
11-3	2.1.2 提出書類 (用紙の指定)	提出する書類の用紙については、中性紙とする。	提出する書類の用紙 については、中性紙とする。
参考資料 6	図-6 Weston 公式流量図	流量 (ℓ/秒)	流速 (ℓ/秒)
参考資料 14	図-6 Weston 公式流量図	流量 (ℓ/秒)	流速 (ℓ/秒)
様式集 参-4	三原市指定給水装置工事事業者研修会受講 申込書 下段左の申込先係名	三原市水道部工務配水課維持給水係	三原市水道部工務配水課給水係
様式集 参-5	三原市指定給水装置工事事業者研修会受講 辞退届出書 下段左の申込先係名	三原市水道部工務配水課維持給水係	三原市水道部工務配水課給水係